テーマ
55　「陵墓」問題とは何か

中久保　辰夫

陵墓とは、一般的には日本国における皇室の墳墓を総称した墓であり、皇室典範第 27 条は「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓」と規定する。現在、陵墓は陵 188，墓 553、分骨所・火葬塚・灰塚など陵に準ずるもの 42，髪歯爪塔など 68，陵墓参考地 46 が存在し、総数 897 墓、459 箇所が宮内庁書陵部によって管理されている。このうち、陵墓参考地とは、陪冢と同様に法的には規定されていないものであるが（今井 1983）、天皇または皇族の墳墓と想定されている墓であり、陵墓同様、皇室用財産の一部をなす。

指定の誤り　上記のように、「陵墓」は定義づけることができるが、そこにはいかなる問題があるのだろうか。第一には指定の誤りが想起される。近代考古学の成立以降、そして戦後における古墳研究の発達と深化とともに、古墳の編年研究は精緻に組みあがった。その知見に照らすと、陵墓のなかには明らかに被葬者の比定が誤っているものがあり、「陵墓」にかかわる問題の最も注目される論点となっている。ただし、治定という行為自体は考古学研究とは異なる次元のものであり、「陵墓」問題の本質ではない。

研究の制約　また、古墳時代研究において欠かすことのできない大規模古墳の多くが、陵墓として管理されているために原則非公開となり、研究の大きな制約となっている点も、いわゆる天皇陵古墳をめぐる重大な問題である。

1970 年代以降、考古学・文献史学を中心とする学協会は、この閉ざされた文化遺産といえる「陵墓」の公開を求め、運動を展開してきた。1972 年には、日本考古学協会と文化財保存全国協議会が「陵墓」指定古墳の文化財保護法適用を要望する決議を行い、1976 年には考古学研究会・古代学研究会・日本考古学協会・日本史研究会・文化財保存全国協議会・歴史科学協議会・史学会・地方史研究協議会・歴史学研究会・奈良歴史研究会が「「陵墓」の保護と公開を要求する」という共同声明を発表した。その後、この「陵墓」公開運動は広がりをみせ、2013 年の時点では、大阪歴史学会・京都民科歴史部会・考古学研究会・古代学協会・古代学研究会・史学会・地方史研究協議会・奈良歴史研究会・日本考古学協会・日本史研究会・日本歴史学協会・文化財保存全国協議会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会からなる 15 の学協会が参加している。

考古学・文献史学を中心とする学会連合は、持続的に宮内庁と折衝し、公開を求め続けてきた（「陵墓限定公開」30 周年記念シンポジウム実行委員会 2012）。この運動の成果としては、宮内庁による陵墓保全工事に係る調査を見学する限定公開（1979 年以降）が可能となったことが第一に挙げられる。さらに 2005 年には、「陵墓」関係 15 学協会が「陵墓」への立ち入り調査を宮内庁へ要望し、2007 年における宮内庁の内規改定により学術的な要請に基づく立ち入り調査が可能となったことは大きな前進であった。2008 年の五社神古墳の立入り調査にはじまり、2013 年にいたるまで６回９か所の立ち入り調査が、現 15 学協会により実施されている。古墳の場合、最下段テラスの歩行に限られること、遺物採取や実測作業等が行えないといった制約は依然としてあるものの、能動的な調査の道がひらかれたことに意義がある。

また、「陵墓」という文化財の在り方そのものが研究対象となってきた点（高木・山田編 2010）も、「陵墓」公開運動が生み出した成果でもある。陵墓が 19 世紀の学知に基づいて近代天皇制に取り込まれる過程を克明に論じた高木博志の研究（高木 2010）、通時的に陵墓と地域社会の関係と読み解き、陵墓が聖域化する変遷を読み解く上田長生の研究（上田 2012）は、もはや「陵墓」がその築造された時代にとどまらず、近現代史までをも射程にいれた研究対象となっていることを示唆する。実際に、筆者が限定公開に参加した 2010 年の奈良県北葛城郡広陵町新木山古墳では、中世では墳裾部に開墾による掘削が及ぶ一方、幕末には前方部

の大規模な「整備」が認められるなど、時代によって陵墓と地域社会の関係が克明に変化していることを学ぶことができた。陵墓の荒廃と顕彰が、地域社会とのどのような関係でなされていたのかといった問題関心に、通時的な分析を得意とする考古学の寄与するところも少なくない。「陵墓」は、資料の違いや時代を超えて問題関心を寄せる学際的な研究資料となってきているのである。

「陵墓」の保存問題　指定および研究制約の問題という２点に加えて、欠かすことのできない問題は、文化財としての保存問題である。

現行では、「陵墓」古墳は陵墓域のみが宮内庁によって管理されており、その外域については開発行為などによって破壊されることが少なくない。すでに黒板勝美等によって 20 世紀初頭には注意喚起がなされていたものの、1971 年、『考古学研究』第 18 巻第２号に掲載された石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川徏による「「陵墓」に指定された古墳の破壊と整備をめぐる諸問題」という展望記事が、この問題を鋭く指摘した。この記事は、15 学協会による「陵墓」公開運動の嚆矢となったものであるが、「陵墓」の背後にあるイデオロギー批判というより、むしろ文化財の問題として、行政の矛盾点、管理体制不備の糾弾であった点は、「陵墓」問題を理解する上で肝要である。

現在に至るまで、陵墓域についても周濠の滞水、巨木繁茂によって損壊は進んでおり、古墳の周囲は宅地化が進行した。こうした状況を生み出す要因は、墳丘本体は宮内庁管理、外域は文化財保護法が適用されるという２つの管理体系が並列している点であり、このことが陵墓古墳の一体的な保全を困難としている。『季刊考古学』第 124 号「特集・天皇陵古墳のいま」で論じられているように、「陵墓」を史跡に指定し、保全すべきか、それとも国有財産法に依拠する陵墓管理制度と、文化財保護法に基づく史跡指定制度の並立を認め、柔軟な運用を図るべきかといった論点はこのことに係る重要な議論である（今尾編 2013、高木・大久保論考参照）。

近年、大阪府百舌鳥御廟山古墳、土師ニサンザイ古墳、奈良県新木山古墳における宮内庁と地元自治体により同時調査の実施など、問題点はあるものの、柔軟な調査事例は積みあがりつつある。陵墓関係 15 学協会は、こうした状況の中、2013 年 10 月、宮内庁・文化庁に対し、書面にて史跡指定等の適切な方法を駆使し、陵墓古墳の一体的かつ実効ある保護策を、国を挙げて早急に講じるよう、要望した。

史跡の場合、1 基の古墳であっても保存管理計画を策定して、文化財とし、その保存に意が尽くされているが、陵墓の場合、残念だが、損壊が進んでいる状況である。かけがえのない文化財として後世に伝えるためにも国民に広くその魅力を公開し、国をあげての積極的な予算投入が必要であろう。

「陵墓」情報公開の新たな動き　百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録への推進をはじめ、「陵墓」に関する関心は、現在ひときわ高まりをみせている。上述した立入り調査が可能となったこと、同時調査の実施に加え、「発掘された日本列島 2013」展において、宮内庁と文化庁の共催による特集展示「陵墓の埴輪」が開催されるなど、宮内庁の在り方、「陵墓」に係る環境は著しく変化しつつある。このなかで「陵墓」公開運動は、公開の意味を再び問い直す局面にきているといえよう。

参考文献

今井堯　1983「陵墓参考地について」『考古学研究』第 30 巻第 2 号　考古学研究会、103-118 頁

今尾文昭ほか　2013「特集・天皇陵古墳のいま」『季刊考古学』第 124 号、雄山閣

石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川徏　1971「「陵墓」に指定された古墳の破壊と整備をめぐる諸問題」『考古学研究』第 18 号第 2 号、考古学研究会、1-13 頁

上田長生　2012『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣

高木博志　2010『陵墓と文化財の近代』日本史リブレット　山川出版社

高木博志・山田邦和編　2010『歴史のなかの天皇陵』思文閣出版

「陵墓限定公開」30 周年記念シンポジウム実行委員会編　2012『「陵墓」を考える　陵墓公開運動の 30 年』新泉社